

施設整備基準の解説

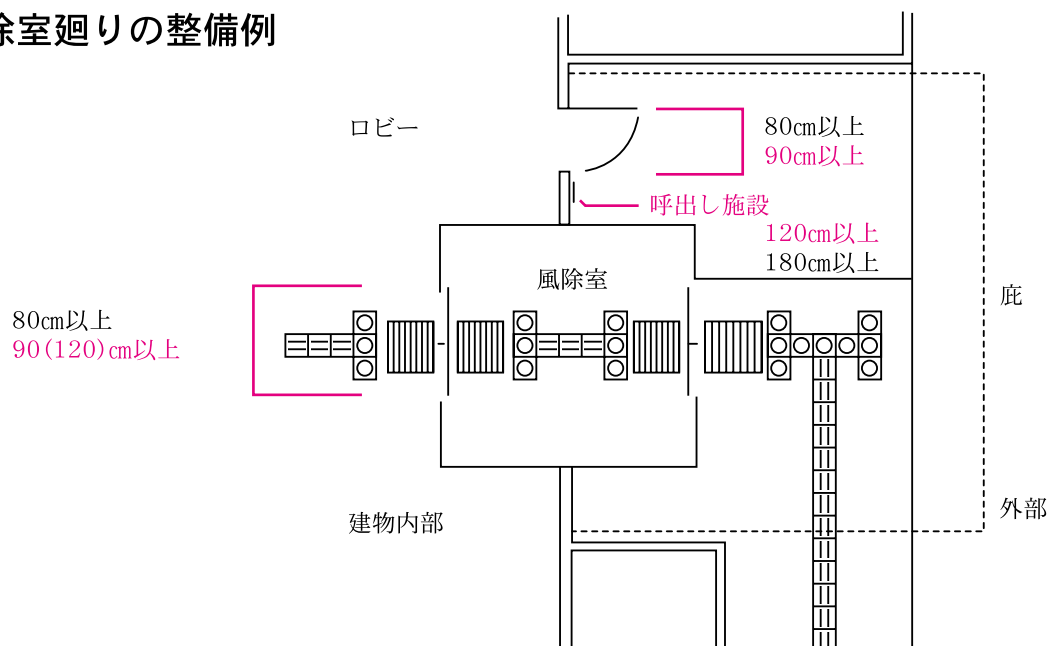


整備基準	出雲市福祉のまちづくり条例施行規則で定める、障がい者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるものとするための構造や設備に関する基準。 施設を設置又は管理する事業者は、この基準に適合させるよう努めなければならない。
望ましい基準	上記の整備を行ったうえで、高齢者、障がい者等の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましいより良い基準。

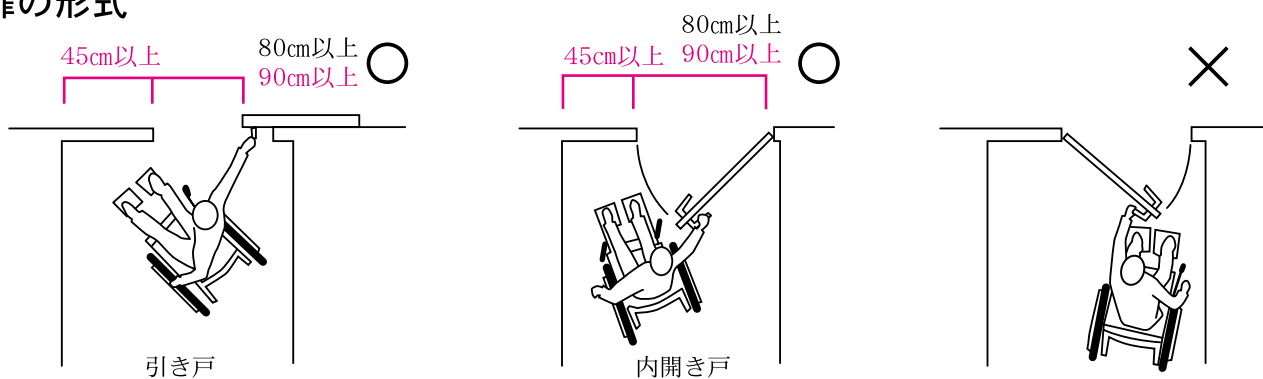
1 / 出入口

項 目		整 備 基 準	望 ま し い 基 準
外部出入口	幅 員	① 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、次に定める構造とすること。	◀ すべての出入口は、内法を90センチメートル以上とし、そのうち 1 以上の出入口は、内法を120センチメートル以上とすること。 ◀ 内法120センチメートル以上の出入口のうち 1 以上は、自動的に開閉する構造とすること。
	段 差	② 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	
	戸	③ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。 ④ 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設（共同住宅を除く。）にあっては、戸の前後に150センチメートル以上の水平部分を設けること。	
各室出入口	幅 員	① 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。	◀ 内法を90センチメートル以上とすること。 ◎ 自動的に開閉する構造又は車いす使用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とし、開閉により戸の一部が廊下等の壁面線を超えないようにすること。
	段 差	② 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	
	戸	③ 原則として引き戸又は内開き戸とすること。 ただし避難上、外開き戸としなければならない場合は、この限りでない。	

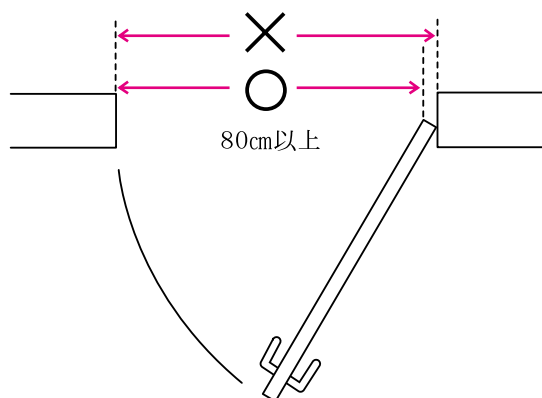
風除室廻りの整備例



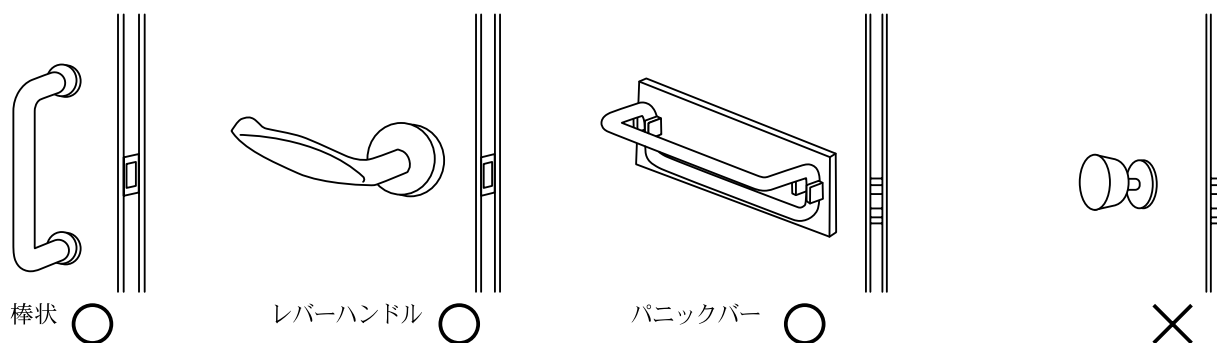
扉の形式



有効幅員



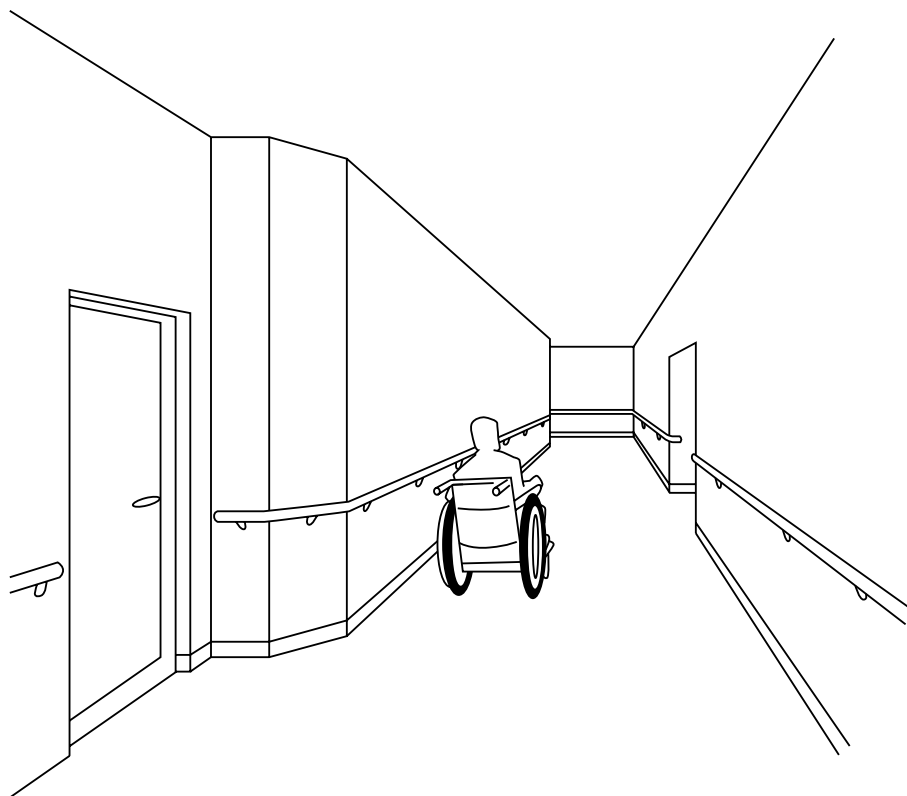
ドアハンドルの形状



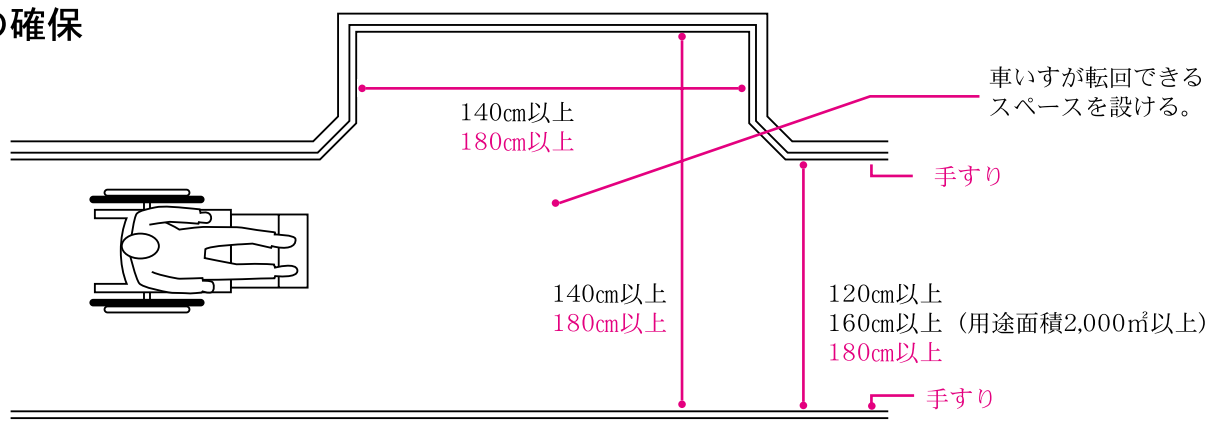
2 / 廊下等

項 目		整 備 基 準	望 ま し い 基 準
廊下等	仕上げ	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
	段	② 段を設ける場合においては、当該段は、 3 (階段)に定める構造に準じたものとする。	
	幅 員	③ 直接地上へ通ずる 1 ①(外部出入口)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる 1 ①(外部出入口)に定める構造の各出入口から各室の 1 ②(各室出入口)に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、 4 (昇降機)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。	◀ 内法を180センチメートル（廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに二人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分）を設ける場合は、140センチメートル）以上とすること。 ◎ 両側に手すりを設けること。 ◀ 外部出入口、各室出入口、エレベーター・車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 ◎ 壁面には、原則として突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないように措置を講ずること。 ◎ 利用者の休憩用の設備を適切な位置に設け、休憩用の設備が設けられている旨を見やすい方法で表示すること。 ◎ 外部出入口(複数の出入口が近接して、設けられる場合は、そのうちの1以上の出入口)から受付等までの廊下等には、誘導用床材・音声案内装置等を設けること。(常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他誘導上支障がない場合を除く。)
	転回スペース	① 幅は、内法を120センチメートル〔用途面積が2,000平方メートル以上のものにあつては、160センチメートル（共同住宅を除く。）〕以上とすること。	
	手すり	② 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分（共同住宅を除く。）を設けること。	
	傾斜路	③ 高低差がある場合においては、 4 (傾斜路)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること（共同住宅を除く。）。	
	水平部分	④ 1 (出入口)に定める構造の出入口並びに 4 (昇降機)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。	
	壁 面		
	休憩設備		
	誘 導		

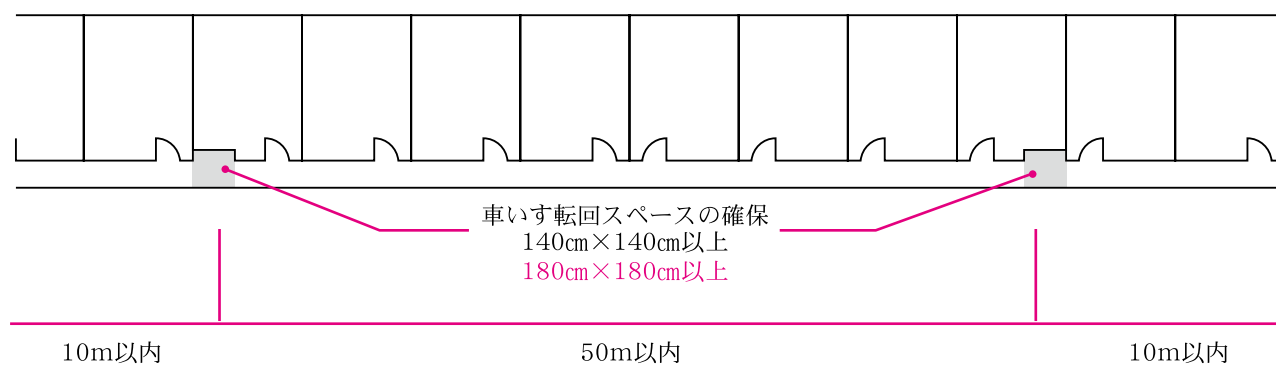
廊下の整備例



幅員の確保



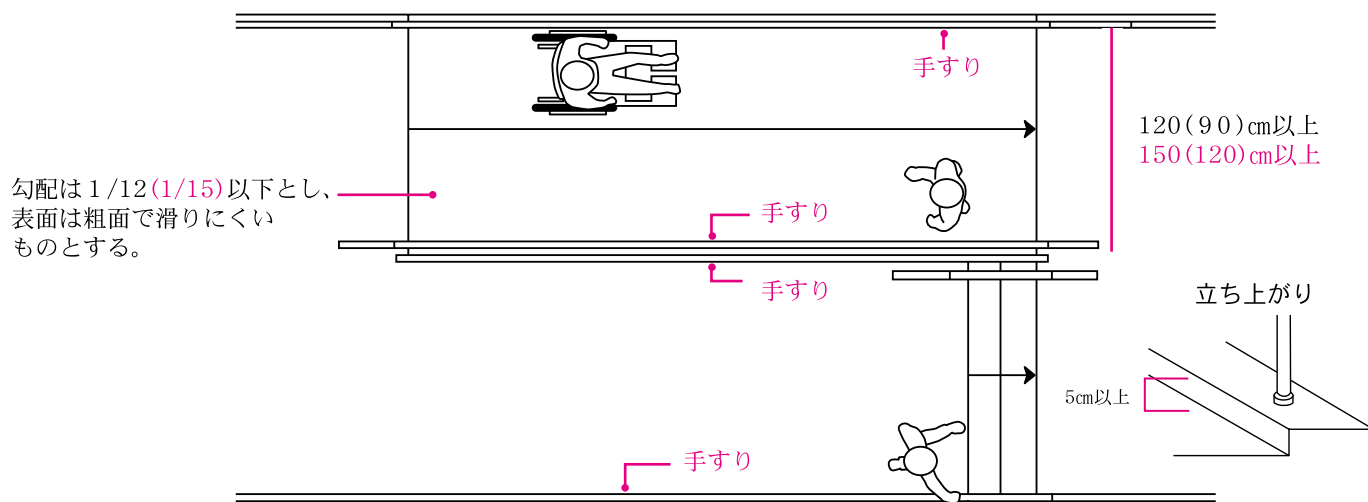
車いす転回スペースの確保



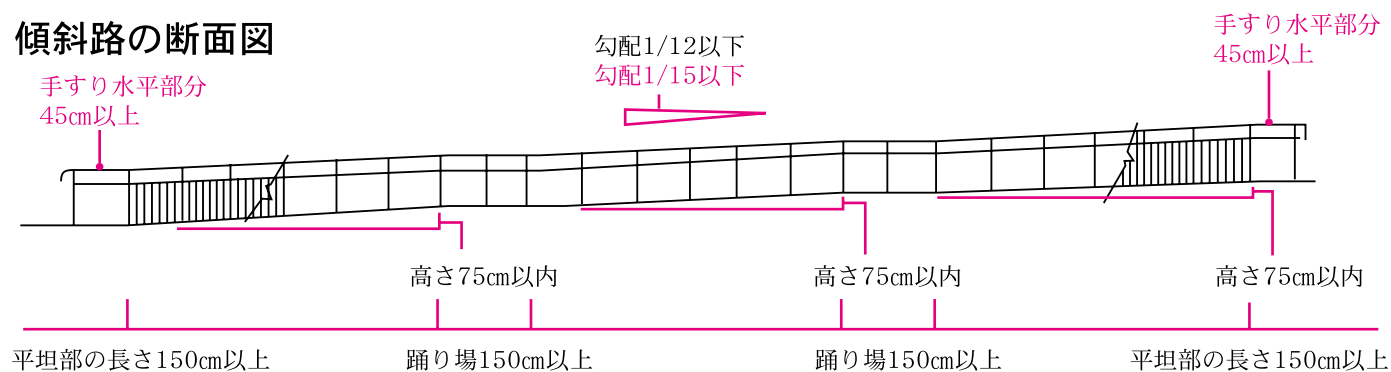
(2. 廊下等)

項 目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準
傾斜路 幅員 勾配 踊り場 仕上げ 手すり 識別 注意喚起 用床材 立ち上がり	4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。 ① 幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。 ② 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。 ③ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 ④ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。 ⑤ 用途面積が2,000平方メートル以上のものにあっては、その前後の廊下等との色の明度の差が大きい等によりその存在を容易に識別できるものとする。 ⑥ 高さが16センチメートルを超える傾斜路にあっては、つえや車いすのキャスター等が落ちないように高さが5センチメートル以上の立ち上がり等を設けること。 ⑦ 用途面積が2,000平方メートル以上のものにあっては、高さが16センチメートルを超える傾斜路に手すりを設けること。	◀ 内法を 150 センチメートル（段を併設する場合は、120 センチメートル）以上とすること。 ◀ 勾配は、15 分の 1 を超えないようにすること。 ◎ 傾斜路が交差し、又は接続する場合は、交差又は接続部分に踏み幅 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。 ◎ 両側に手すりを設けること。 ◎ 踊り場及び傾斜路は、廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。 ◀ 傾斜路の上端・下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 ◀ つえや車いすのキャスター等が落ちないように高さが 5 センチメートル以上の立ち上がり等を設けること。
手すり 高さ 形状 端部	5 手すりを設ける場合においては、次に定める仕様とすること。 ① 高さは、80センチメートル程度とすること。 ② 形状は、握りやすいものとする。 ③ 端部は、下方または壁面方向に曲げる等安全面に配慮すること。	
誘導用床材等 誘導用床材 注意喚起用床材	6 用途面積が 2,000 平方メートル以上の一般都市施設（共同住宅を除く。）にあっては、直接地上に通ずる出入口のうち 1 以上の出入口から人又は標識により視覚障がい者に施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障がい者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。 7 用途面積が1,000平方メートル以上の一般都市施設（共同住宅を除く。）にあっては、傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、視覚障がい者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、勾配が20分の1以下の傾斜部分の上端及び下端に近接する場合、高さ16センチメートル以下で勾配12分の1以下の傾斜部分の上端及び下端に近接する場合、主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合は、この限りでない。	

傾斜路の設置

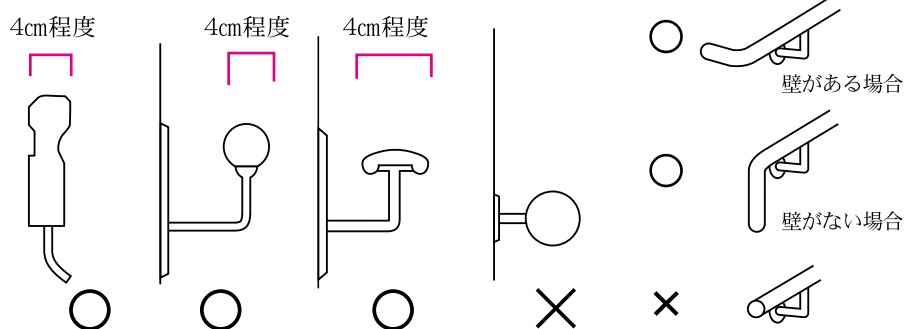


傾斜路の断面図



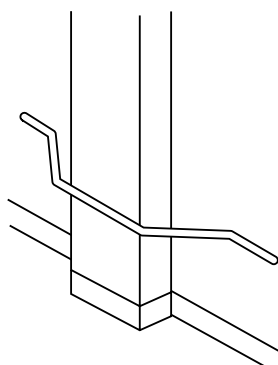
手すりの形状

手すりの形状は、握りやすいものとする。
手すりの支持は下端で行うのが良い。

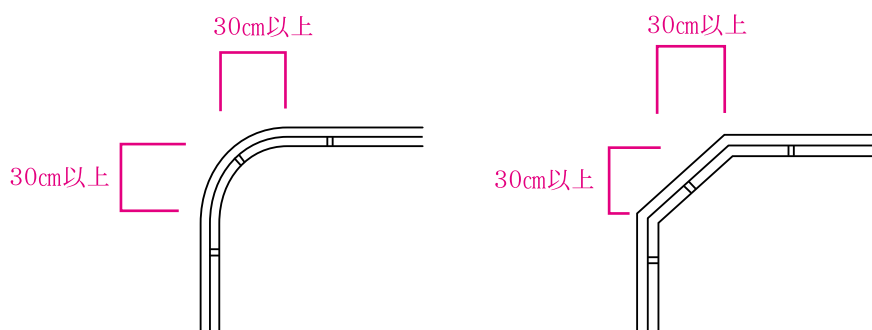


手すり端部は、衝突時の危険防止等のための処理を行う。

手すりの連続設置



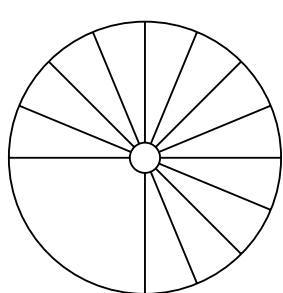
廊下の隅角部



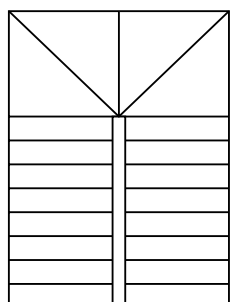
3 / 階段

項 目		整 備 基 準	望 ま し い 基 準
階段	幅 員	① 直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。	◎ 幅は、内法を150センチメートル以上とすること。（ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10センチメートルを限度としてないものとみなして算定することができる。）
	けあげ		◎ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
	けこみ		◎ けこみの寸法は、2センチメートル以下とすること。
	踏 面		◎ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。
	手 すり	① 2（廊下等）⑤（手すり）に定める仕様の手すりを設けること。	◀ 両側に手すりを設けること。
	回 り 段	② 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。	
	仕 上 げ	③ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	
	段 鼻	④ 段鼻は、色調、明度、仕上げ等について、踏面及びけあげと区別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。	
	注意喚起用床材	⑤ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること(共同住宅を除く。)	

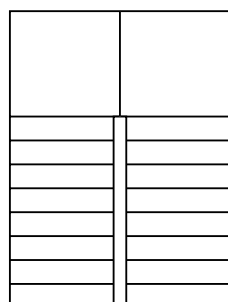
回り階段の禁止



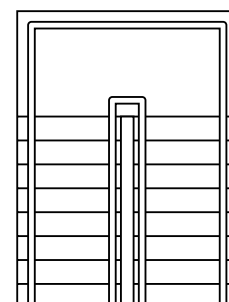
×



×



×

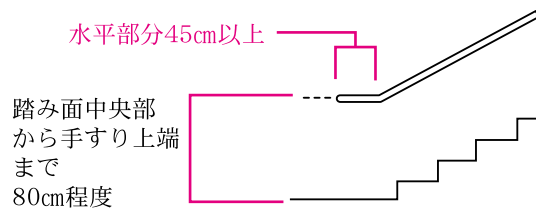
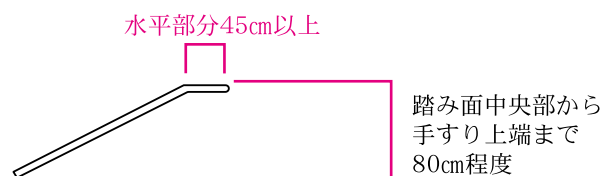
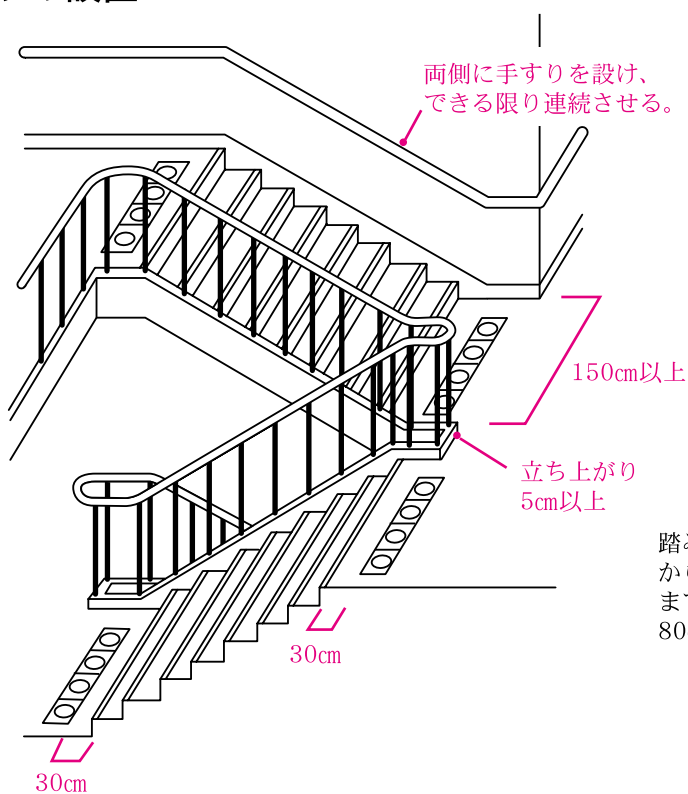


150cm以上

手すり

○

手すりの設置



けあげ・けこみ・踏み面・段鼻

